

候補地選定条件の詳細について

第66回策定委員会での決定事項

第66回策定委員会において、候補地の選定にあたり以下の事項が決定しました。このことを受けて、各条件の詳細な内容について確認いたします。

第66回策定委員会での決定事項

- ① 過去の策定委員会での1次選定における候補地選定基準をもとに選定作業を進める（選定にあたり時代や状況の変化を加味する）。
- ② 新斎苑の覚書に該当する地域については候補地から除外する。

- 
- 上記の決定事項に基づき選定作業を進めていくこととなったが、検討内容の詳細について今回の策定委員会で確認する。

選定の条件

第66回策定委員会での選定方法の決定を受け、以下の条件により選定作業を進めることとなります。

条件	絞り込み条件の方法
条件1	10ha程度の空き地を抽出する。（※時代や状況の変化を加味する）
条件2	学校、幼稚園、保育園及び病院等の300m以内を除外エリアとする。（※時代や状況の変化を加味する）
条件3	自然環境を保全するため、自然公園地域、風致地区、環境保全地区等を除外エリアとする。
条件4	将来にわたって、土地利用が決まっている地区を除外エリアとする。
条件5	ごみの収集・運搬効率がよい便利な場所を選ぶこととして、収集運搬コストが高いエリアを除外エリアとする。
条件6	新斎苑覚書に記載された小学校区を除く。

■条件1 10ha程度の空き地を抽出する

条件1として、市内全域から、過去の策定委員会の考え方を参考に10ha程度の空き地を抽出するものとします。

前回の選定方法の詳細について

空き地の考え方

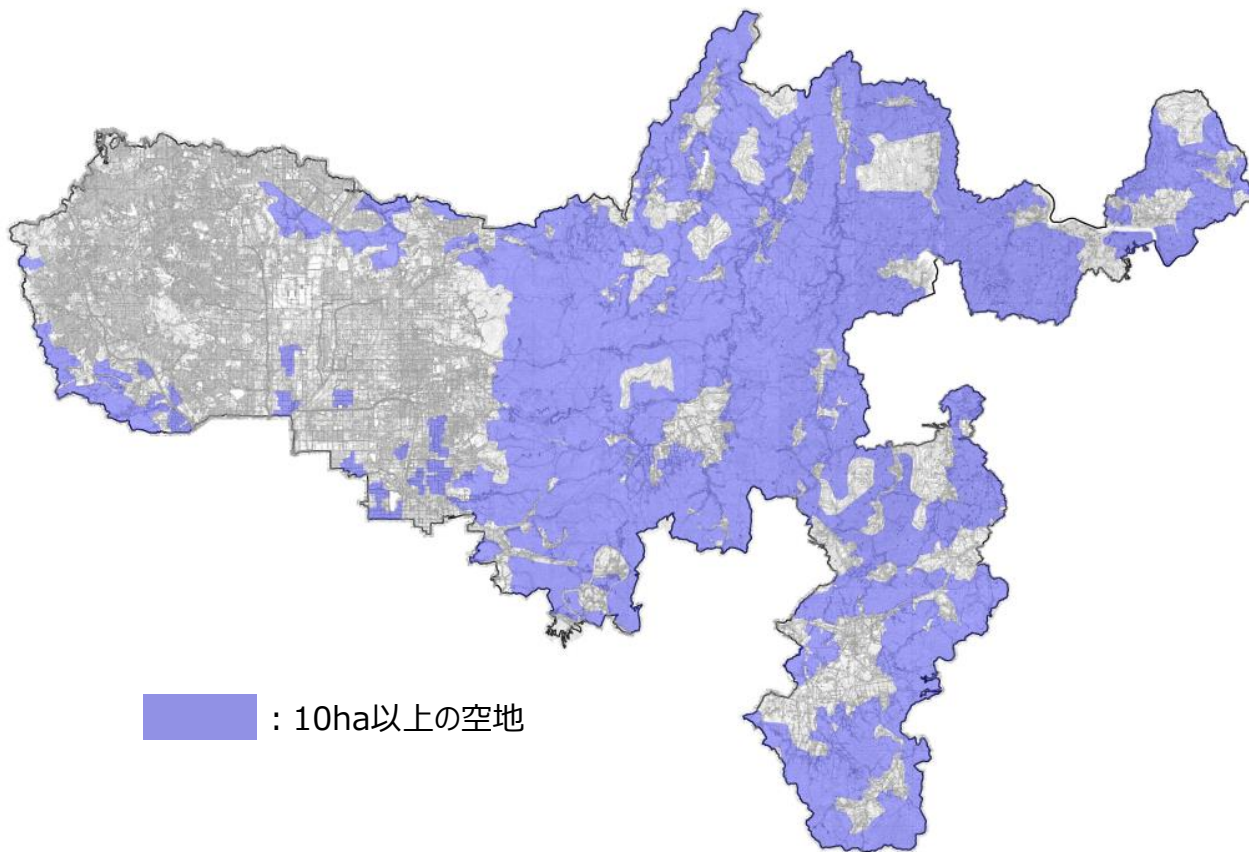
(※過去の策定委員会での考え方を踏襲)

工場等	過去の策定委員会での検討と同様、空き地に点在する倉庫や駐車場、工場は空き地とみなす。
ため池	過去の策定委員会での検討と同様、ため池は空き地としない。
ゴルフ場	過去の策定委員会での検討と同様、ゴルフ場は空き地としない。

確認したい事項について

過去の策定委員会で抽出された空き地には住宅地を多く含んでいたが、今回の検討においては、一戸でも住宅地があれば空き地としないこととしてよいか。

1次選定からの時間経過を踏まえ、商業施設の立地・宅地開発状況を加味する際、今後の開発予定については、令和6年11月時点で奈良市開発指導課に届け出があったものについて反映することとしてよいか。



※デジタル地図10000（奈良市）を加工して作成

《参考》 周辺一帯が10ha以上の空き地の考え方

過去の策定委員会での考え方について

- ・委員より、現施設と同程度の4haではなく、余裕をもった10haの空き地を示すように希望があった。
- ・現施設の敷地面積の2倍強である10haを目安とした。
- ・建替え用地としての可能性や緩衝帯を考慮して、10haとした。

市の考え方について

- ・施設を運営しながら建替えをする場合、新施設建設用地と建て替え用の用地、工事車両通行用用地、仮囲い用地、環境啓発や地域振興施設の検討が必要とするならばおよそ10ha程度の空き地が必要である。
- ・これからのグリーンセンターはリサイクルを充実させる必要があるので従来施設よりも広い敷地が必要になる。また地域住民との関係も重要で、地域活性化につながり、地域住民に対して透明性を持ちかつ全市民に環境啓発的な要素をもった運営するにはそういったエリアも必要で、余裕をもった土地利用計画が重要である。

新施設建設用地の概算	
地域エネルギーセンター	約2ha
リサイクルセンター	
構内道路等	約2ha
緩衝地帯(緑地を含む)	約1ha
合計	約5ha



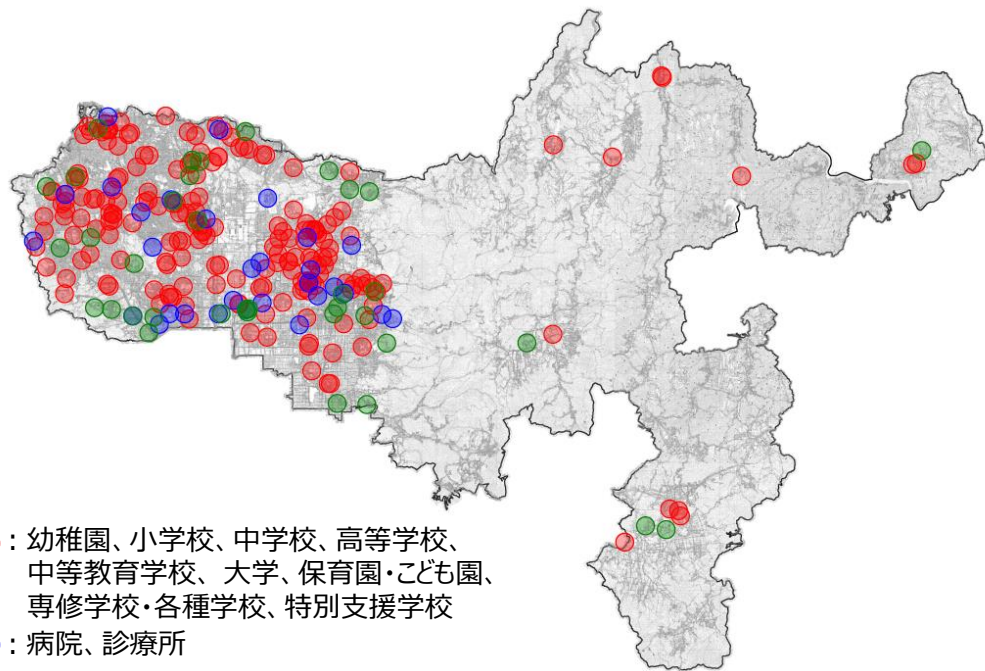
建て替え用の用地の概算		
地域エネルギーセンター		約2ha
リサイクルセンター		
工事ヤード	構内道路等	約2ha
	緩衝地帯 (緑地を含む)	約1ha
合計		約5ha

■条件2 学校、病院等の300m以内を除外エリアとする

「300m以内に学校、幼稚園、保育園及び病院等がなく、住宅地群に近接していないこと」については以下の施設が該当します。これらの施設から半径300m円を取り、除外エリアとします。

前回の選定方法の詳細について

学校等の考え方 (※過去の策定委員会での考え方を踏襲)		
学校等	幼稚園、小学校、 中学校、高等学校、 中等教育学校、大学、 特別支援学校	学校教育法第1条に規定 される学校
	専修学校・各種学 校	学校教育法第124条、第 134条に規定される学校
	保育園	児童福祉法に基づく保育 所
病院等	病院	医療法に定められる病院 (病床数20床以上)
	診療所	医療法で定められる診療 所(病床数19床以下)
	介護老人保健施設	上記の病院・診療所に類 する施設
	介護老人福祉施設	上記の病院・診療所に類 する施設



※デジタル地図10000（奈良市）を加工して作成

確認したい事項について

認定こども園法に規定される認定こども園は、過去の策定委員会における検討当時市内に存在しなかったため学校等に含まれていなかった。現在の実情として、幼稚園のような教育や保育所のような保育機能のあるこども園を追加するものとしてよい。

廃止が公表されている学校等の施設については、対象施設から削除するものとしてよい。

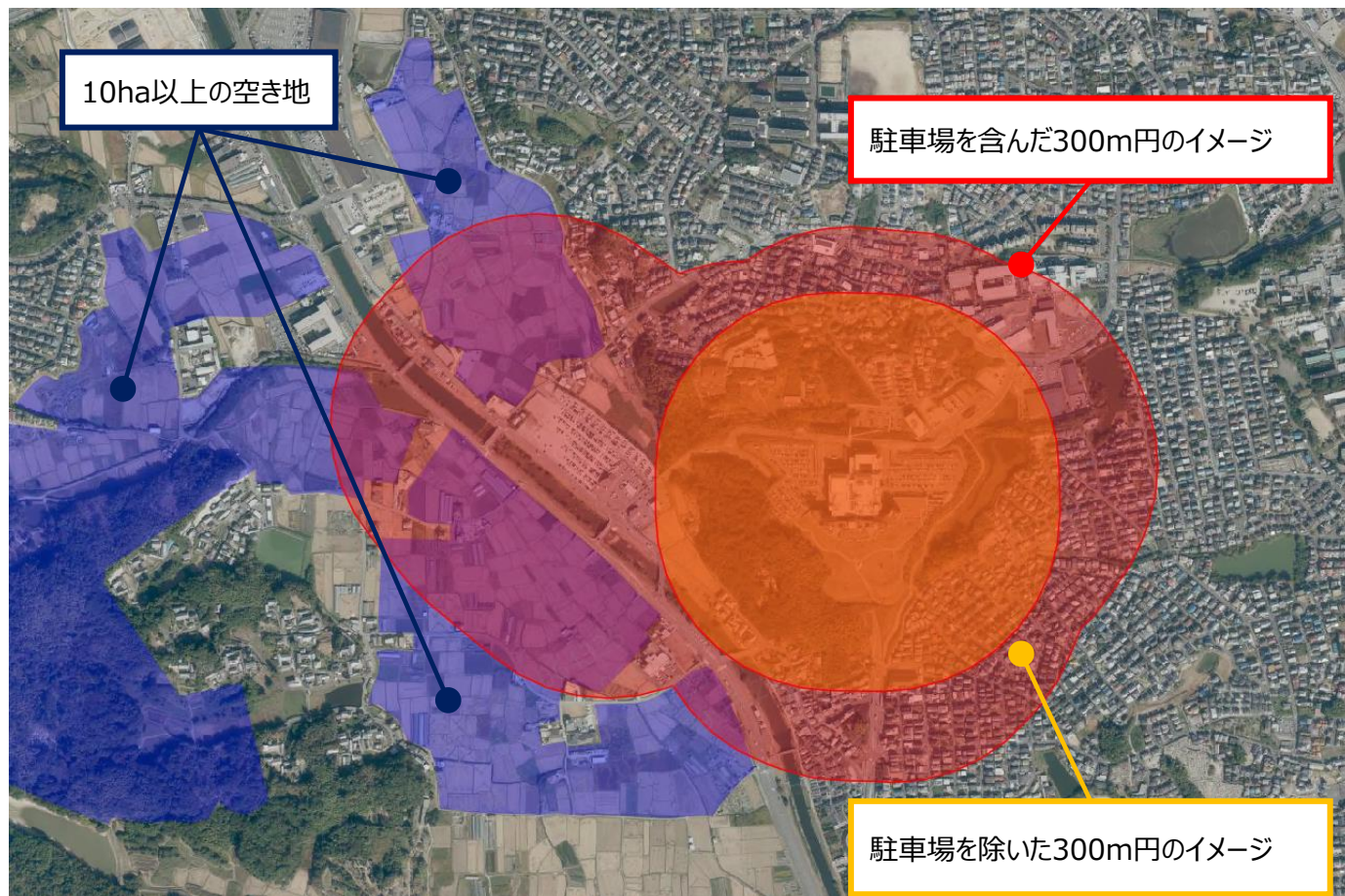
休止中の学校については対象施設から削除するものとしてよい。

《参考》学校・病院等の敷地境界から300mの距離を取るについて

選定にあたっての確認事項

- 学校・病院等の敷地境界から300mを取るにあたり、駐車場を含めるかによって取り方が大きく変わる箇所がある。
- 公害調停の主旨を鑑みると人が常駐するような場所として学校等があげられたと考えられるが、人が常駐することのない駐車場まで含めて敷地境界とするのか確認いただきたい。

※過去の策定委員会での検討当時に建設されていなかった奈良県総合医療センターの例

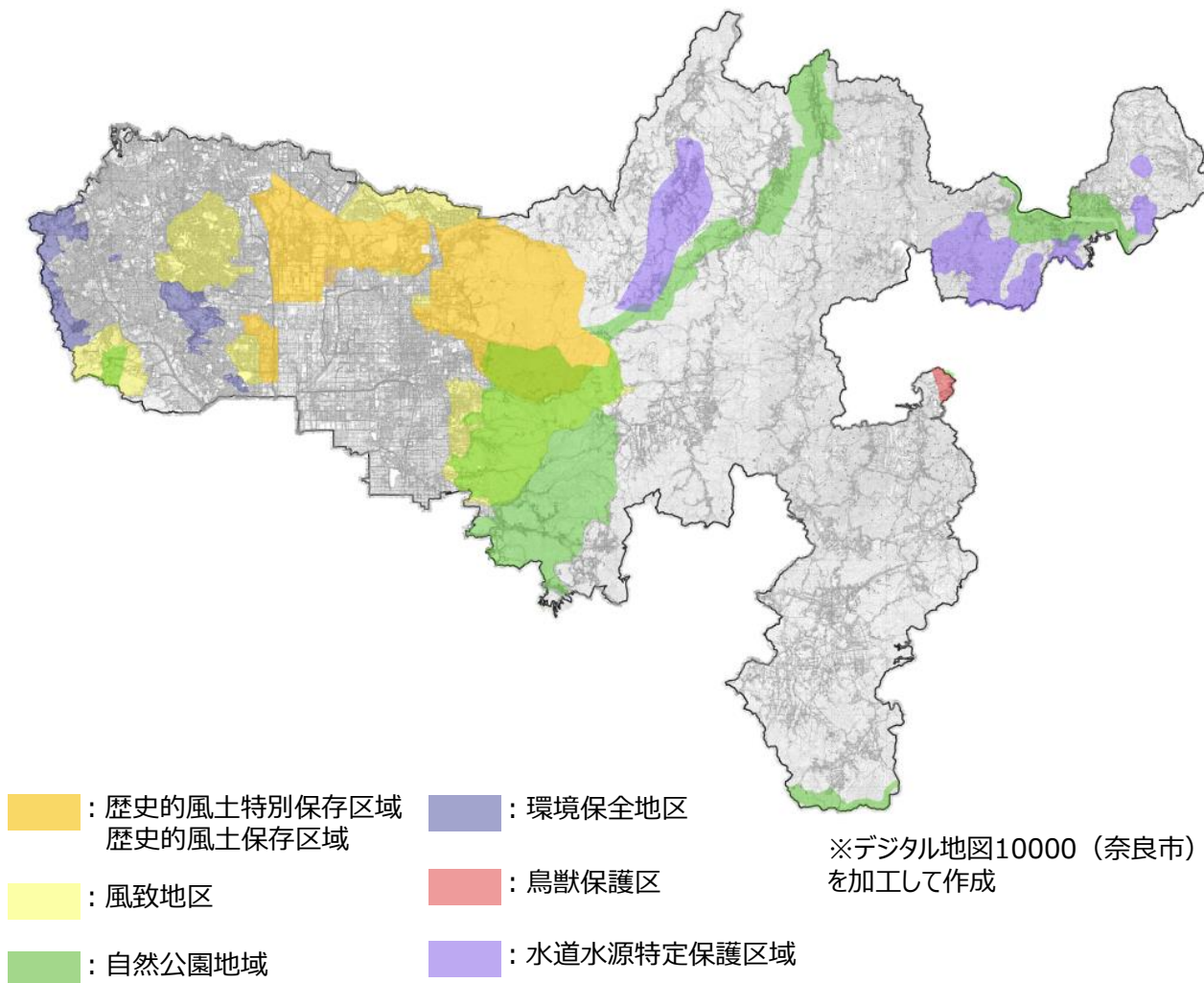


■条件3 自然公園地域、風致地区、環境保全地区等を除外エリアとする

「自然環境を保全するため、自然公園地域、風致地区、環境保全地区等には設けないこと」については、以下の地区が該当します。これらのエリアをGIS上に地図を重ね合わせ、除外エリアとします。

前回の選定方法の詳細について

自然公園等の考え方 (※過去の策定委員会での考え方を踏襲)	
歴史的風土保存区域	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都保存法）に規定される区域
風致地区	奈良市風致地区条例に規定される地区
自然公園地域	自然公園法・奈良県立自然公園条例に規定される地域
環境保全地区	自然環境保全法、奈良県自然環境保全条例に規定される地区
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）に規定される地区
水道水源特定保護区域	奈良市水道水源保護指導要綱に規定される区域



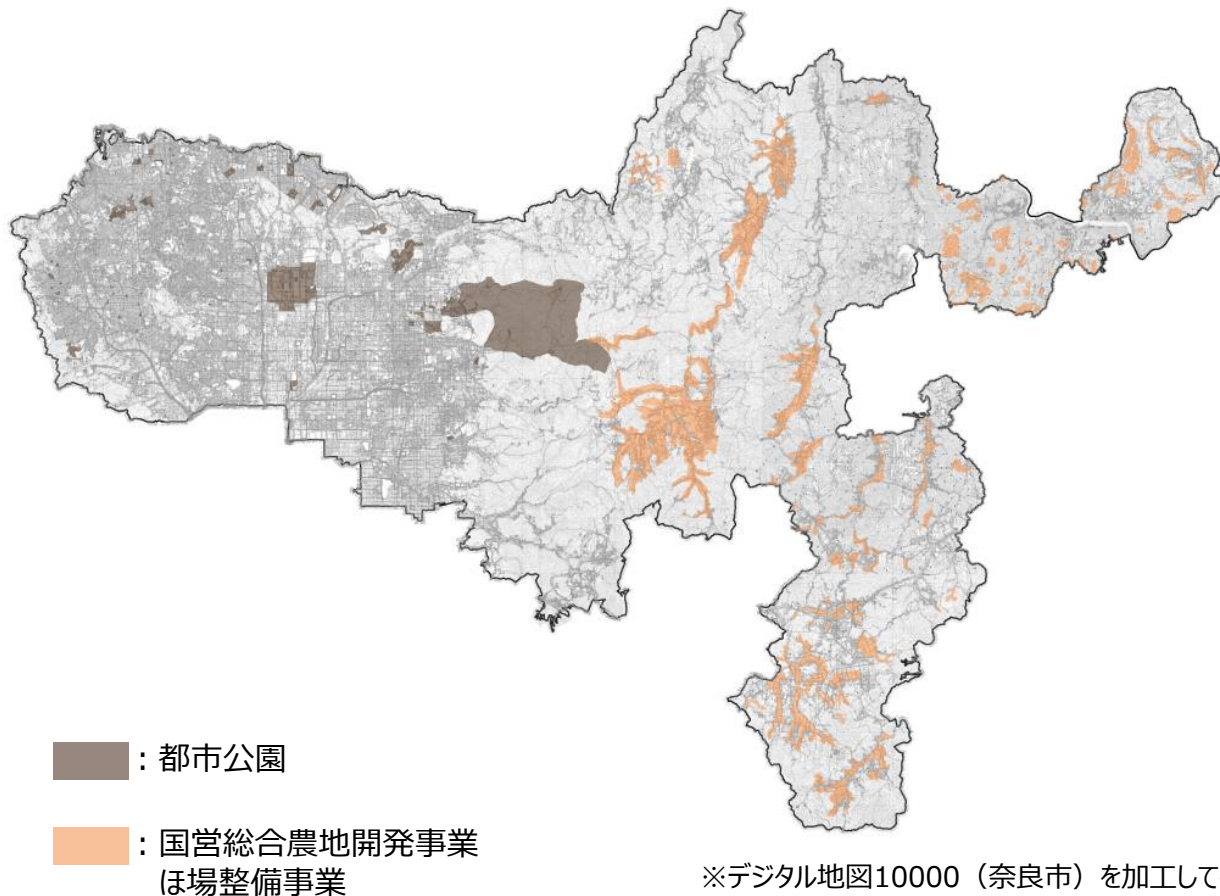
■ 条件 4 将来にわたって土地利用が決まっている地区を除外エリアとする

「将来にわたって、土地利用が決まっている地区には設けないこと」については、都市公園及び国営総合農地開発事業地区・ほ場整備事業地区が該当します。これらのエリアをGIS上に地図を重ね合わせ、除外エリアとします。

前回の選定方法の詳細について

土地利用が決まっている地区の考え方 (※過去の策定委員会での考え方を踏襲)

都市公園	都市公園法に規定されるエリア
国営総合農地開発事業地区・ほ場整備事業地区	国営総合農地開発事業及びほ場整備事業として整備された地区



※デジタル地図10000（奈良市）を加工して作成

■条件5 収集運搬コストが高いエリアを除外エリアとする

収集運搬コストが高いエリアを除外エリアとすることについて、過去の収集運搬コスト算出モデルに最新の値（令和4年度の値）を入力したところ、過去の算定結果と比較すると2倍以上となるエリアの数が減少しました。過去の検討と同様に「2倍以上」を除外するの
かどうかの確認が必要となります。

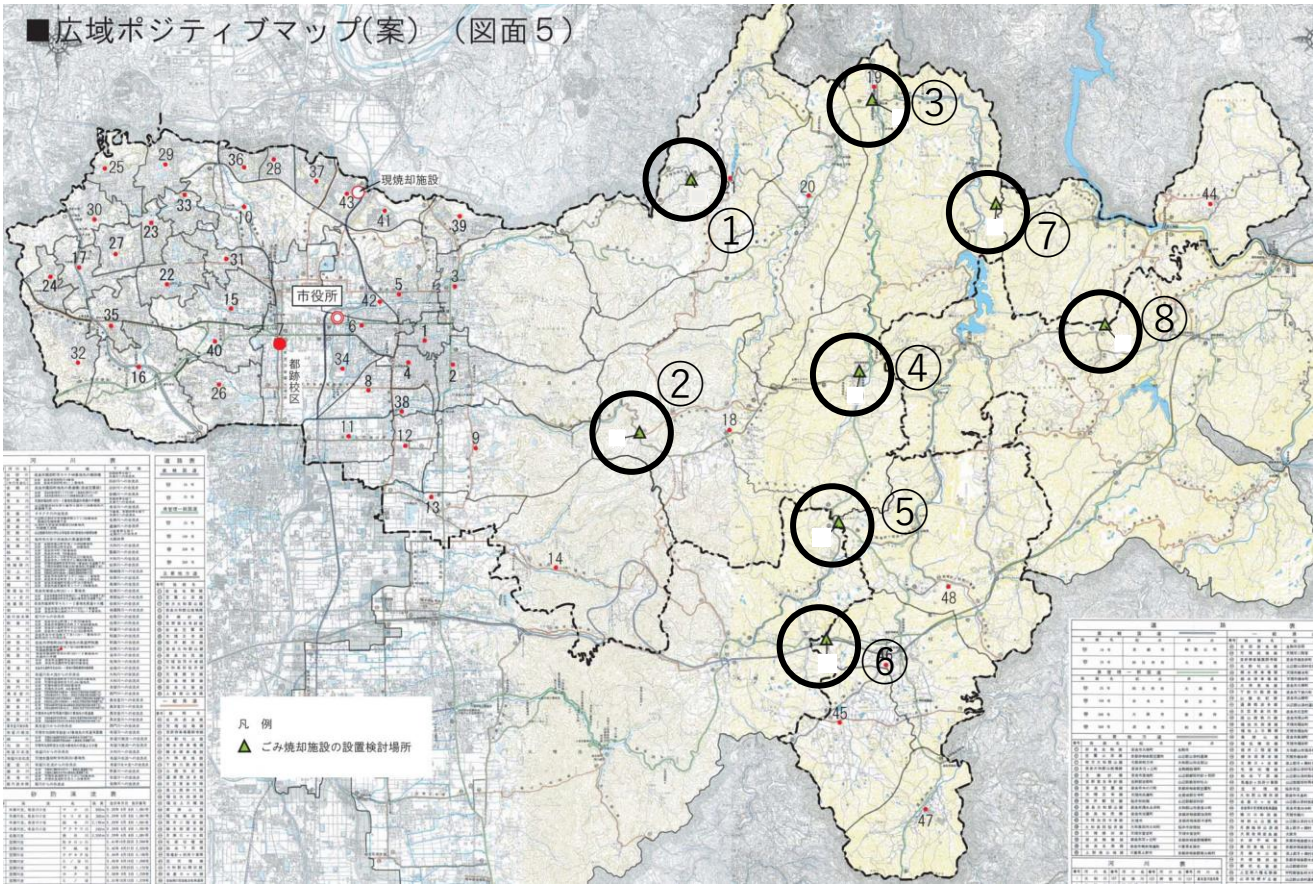
前回の選定方法の詳細について

※算定し直した収集運搬コスト算出モデル

地区	収集ルートの特現施設比
現施設	1.00※R4年度実績 約20億円
①	1.33
②	1.27
③	1.91
④	1.56
⑤	1.61
⑥	2.27
⑦	2.49
⑧	2.34

確認したい事項について

収集運搬コスト算出モデルに改めて数値を入れ算定し直すと、以上の結果となる。収集運搬コストの本市財政への影響の大きさを踏まえて、どこまでの地区を除外エリアとするか確認いただきたい。



※R4年度実績の約20億円については、一般廃棄物実態調査で収集運搬費として計上されたもの

《参考》過去の策定委員会で除外された山間部の区域を除外する

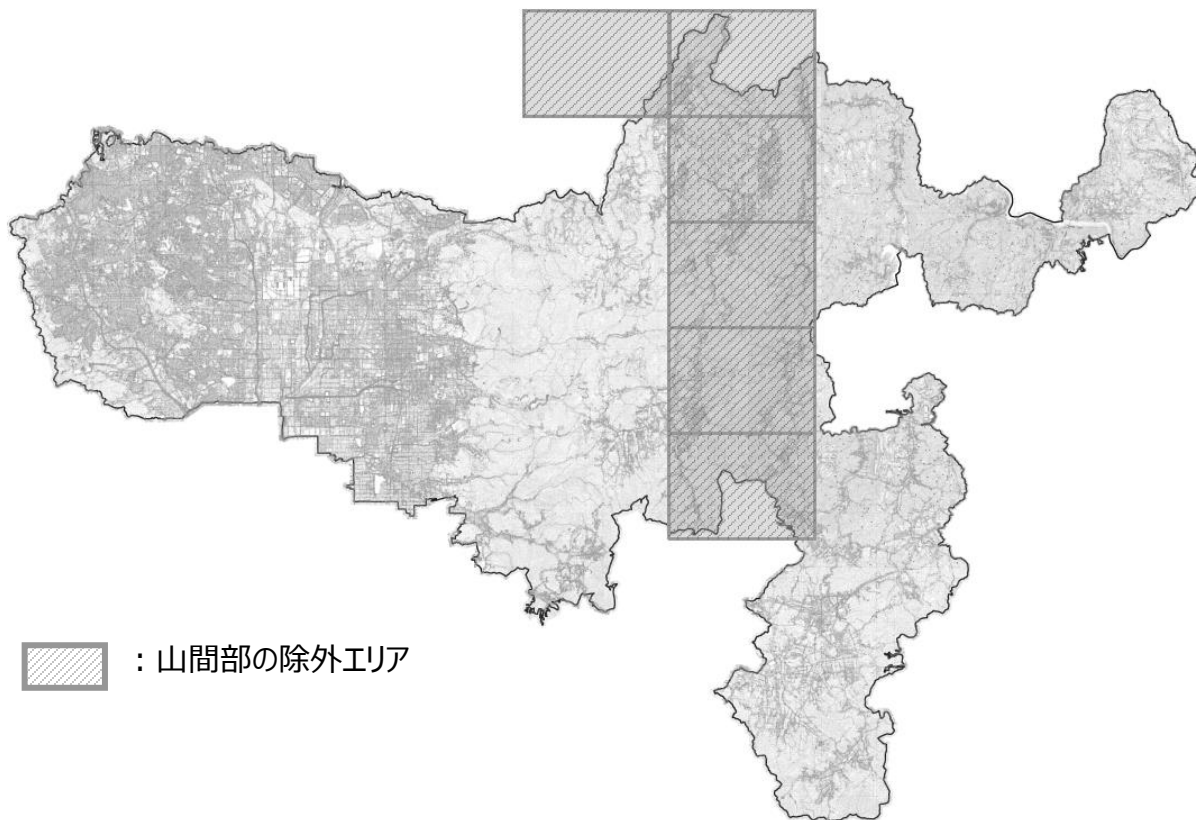
過去の一次選定と同様、山間部の区域については収集運搬コストが比較的高いこと、大型車が通行可能な2車線以上の道路が少なく、冬季における道路の路面状況、急傾斜地の山林が多いことなどにより、これらのエリアを除外します。

前回の選定方法の詳細について

山間部の除外エリアの考え方 (※過去の策定委員会での考え方を踏襲)

山間部の除外エリア

山間部の区域については収集運搬コストが比較的高いこと、大型車が通行可能な2車線以上の道路が少なく、冬季における道路の路面状況、急傾斜地の山林が多いことなどにより、「中間報告」における6つのエリアを除外する。



※デジタル地図10000（奈良市）を加工して作成

■ 条件 6 新斎苑覚書に記載された小学校区を除く

新斎苑建設時の地元との覚書には、「奈良市は今後、火葬施設、廃棄物処理施設、下水処理関連施設等について、鹿野園町域（飛び地を含む）及び東市、飛鳥、旧精華、田原の各小学校区域には設置しないこと」と記載があることから、これらのエリアを除外します。

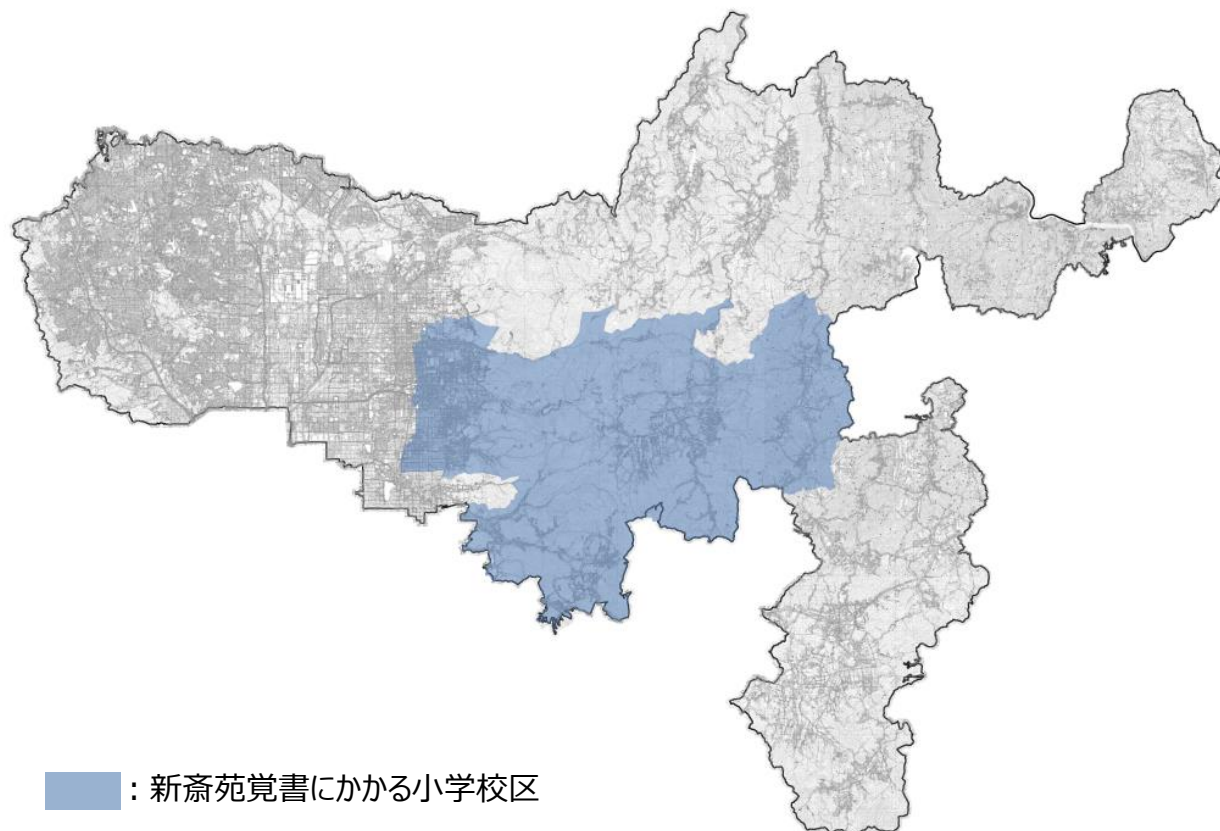
選定にあたっての確認事項

新斎苑覚書の考え方

新斎苑覚書

- ・鹿野園町域（飛び地含む）
- ・東市小学校区
- ・飛鳥小学校区
- ・旧精華小学校区
- ・田原小学校区

の各小学校区域には廃棄物
処理施設を設置しないこと



※デジタル地図10000（奈良市）を加工して作成